

# 小川富也税理士事務所だより



## 中小「個人保証」見直し 事業承継の不安軽減へ

政府は、中小企業の円滑な事業承継を促進するため、融資の際に求められる個人保証を一定の条件で不要にする仕組み作りに着手する。多くの場合、後継者にも個人保証が求められることが事業承継が進まない要因の一つとされている。このため政府は、

後継者の借金への不安を軽減するため、新たな指針「個人保証脱却・政策パッケージ」を示し、6月にまとめる成長戦略に盛り込む。

新たな仕組みでは、政府系の商工中金の融資は、財務基盤のよい企業などには経営者に個人保証を求めない融資を拡大する。また、民間金融機関には、個人保証に頼らない融資の拡充を要請する考え。

**全国の国税局にP.T.設置  
ネット収入の課税逃れ防止**

通則法(2020年1月施行)により、一定の条件の下、国税当局は多額の利益を得た顧客の情報を事業者に照会することが可能になった。事業者が正当な理由なく情報提供に応じない場合は罰則もある。

各地の専門P.T.は法施行

後、仮想通貨の交換業者、ネットオークションや民泊仲介サイトの運営事業者などから情報を入手し、無申告者や過少申告者の取り締まりを強化する。

編集発行人  
税理士・行政書士  
**小川富也**

〒796-0068  
八幡浜市浜之町180番地  
TEL 0894-24-3355  
FAX 0894-24-2882

## 残業時間削減で特別手当 従業員の労働意欲高める

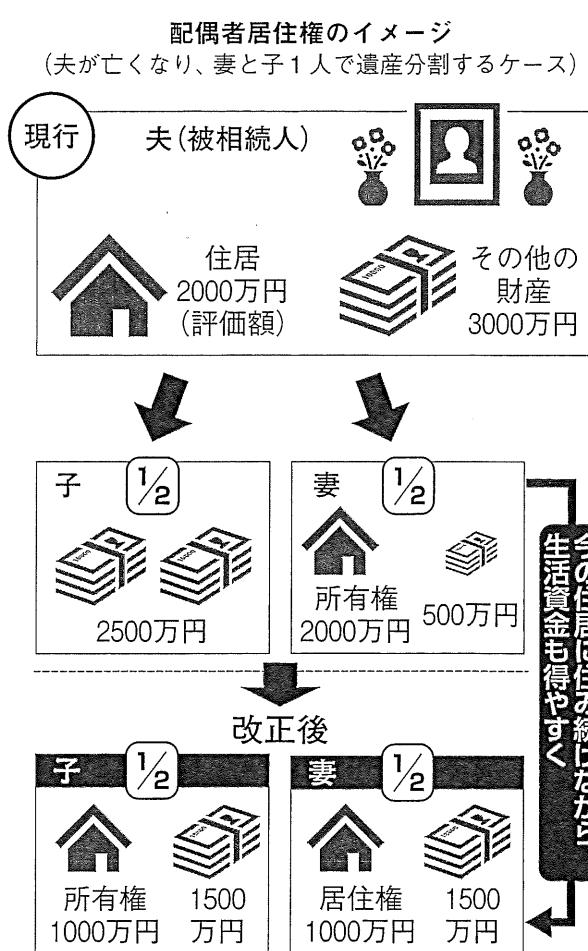
産業用ロボット部品メーカーのK社は、各従業員の残業時間の削減に応じて特別手当を毎月支給する制度を導入した。特別手当は残業削減率が大きいほど手厚くし、残業時間が削減に積極的に取り組んだ従業員に報いる制度となっている。

同社は働き方改革の推進などにより、残業代はピーク時の約半分に減少した。残業代の削減分の一部を特別手当として支給することで、従業員のモチベーションを高め、優秀な人材確保などにつなげていく。

## デジタル課税



G A F A (グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン)といった企業に課税する新たな仕組みづくりのこと。現行の国際課税ルールでは、工場や支店などの物理的な拠点ごとの利益によつて課税額を算定。しかし、G A F Aなどの多国籍企業はネットを通じて世界中でサービスを提供し巨額の利益を得ている一方、あえて拠点を設けず、それに見合った税金が支払われていない問題が表面化したことから、デジタル時代に合わせた国際課税ルールの見直しが求められてきた。現在、物理的拠点がないとする現行ルールの見直しなどについて、国際的な議論がスタートしている。



高齢社会が進む中、残された配偶者が住まいと生活資金に困らないよう、民法の「相続」に関する規程が見直され、配偶者自身が亡くなるまで今の住居に住める「配偶者居住権」が創設されました。そこで今回は、新たに創設された「配偶者居住権」について取り上げてみます。

現行制度でも、配偶者は住居の所有権を得れば、そのまま住み続けることは可能です。ただ、住まいを確保するために所有権を得ると、預貯金などの取り分が少なくなり、生活資金に困窮するケースがあります。住居以外の財産が少なければ、残された配偶者が遺産分割のために住居を所有するには」というケースで



## 「配偶者居住権」を創設 —相続に関する民法改正

の売却を迫られ、住まいを失う恐れもあります。そのような場合で配偶者の老後の生活の安定につなげるために創設されたのが配偶者居住権です。(2020年4月1日施行)

分かりやすい一例として、「住居を所有する夫が亡くなり、同居する妻が残された。遺産は評価額2千万円の住居と預金などの財産3千万

円の計5千万円。慣れ親しんだ住居に住み続けられるように一人息子と遺産を分けるには」というケースで考えてみます。

夫の遺言がなければ、妻の取り分は2分の1の2500万円で、残りは息子が相続します。

妻が今の住居に住み続けるために住居の所有権を取得すれば、得られる預金などは500万円となり、老後の生活資金に不安が残ります。

このようなケースで、残された配偶者が住まいと生活資金に困らないようにするために配偶者居住権が創設されました。所有権と比べて売却する権利などがないため、評価額が低くなります。居住権の評価額は、配偶者の年齢の平均余命などから算出され、高齢なほど安くなります。居住権の評価額が1千万円なら、預金などの取り分は1500万円に増えます。

### ■生前贈与したケース■

また、夫が住居を妻に生前贈与していた場合、婚姻期間が20年以上の夫婦であれば、残された配偶者が遺産分割で優遇される新しい規定が適用になります。住居を生前贈与するか、遺言で贈与の意思を示せば、その住居は遺産分割の対象から外れます。

これまでには住居以外の遺産が少なければ、相続人で分け合うために住居を売却するケースもありました。配偶者は住み続けられ、住居以外の遺産の取り分も増えることになります。ただし、婚姻期間が20年未満の夫婦や、贈与の意思表示がなく亡くなつた場合は対象外となります。

### ■相続人以外も■

介護や看護に報いるため、息子の妻など相続人以外が義父母などを介護していた場合、相続人に金銭を請求できるようにする制度も設けました。



## IT化の取り組みで考える 3つの補助金の選択

### ■中小企業のIT導入■

ITを上手に活用すると、労働時間の短縮やコストの削減、売上アップなどにつながり、労働生産性の向上にも効果があるといわれています。しかし、導入・利用に際してはコスト面での課題もあります。そこで今回は、このコスト面をサポートし、中小企業のIT化を推進する補助金として、「小規模事業者持続化補助金」について紹介します。

平成28年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）でITツール・サービス導入した補助事業者の事業実施実績報告をみると、労働生産性の伸び率では、介護業で44・4%、保育で34・

1%、飲食・サービス業で26・4%、運輸で23・4%、宿泊業で23・3%と、大きな成果を得られています。（出典：IT導入補助金事務局事業実施実績報告より）

そして、中小企業・小規模事業者のIT化を推進するには、3つの補助金の活用が有効と思われますが、それぞれ補助対象となるITツールが異なるため、経営課題にあつたITツール・補助金の選択が必要です。自社のIT化への取り組み具合がどのような状況にあるのか、さらにはどのようなITツールを導入したいのかにより、選ぶべき補助金が変わります。

■小規模事業者持続化補助金  
「小規模事業者持続化補助金」は、小規模事業者「製造業の場合」は、

常時雇用している従業員数20人以下、商業（卸売業・小売業）・サービス業は5人以下」のみが活用できます。

販路開拓・新規顧客の獲得を目的として、ホームページ作成やPOSレジなどの決済・会計ツール、翻訳ツールなど外国人対応ツールを導入するため活用できます。

3つの補助金の中でも、最も簡易的なITツールの導入として活用されています。補助額上限は50万円、補助率は3分の2以内です。なお、地域の仲間たちと一緒にとなるなど共同申請も可能です。

補助額は40万円から最大450万円、補助率は2分の1以内です。

### ■ものづくり補助金■

小規模事業者は「IT導入補助金」「ものづくり補助金」へ申請することも可能です。

「ものづくり補助金」へ申請することも可能です。

■IT導入補助金■  
IT導入補助金は、ITツール（ソフトウェア、サービスなど）の導入にかかる経費の一部を補助するものです。

補助対象者は、中小企業・小規模事業者など（飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業のほか、製造業や建設業なども対象）。

補助対象経費は、ルーティン業務を効率化させるようなITツール、顧客情報などを一元管理するクラウドシステム利用費、導入関連経費など

です。

IT化には取り組んでいますが、開発を行うほど大規模なITツールを導入するのではなく、複数のプロセス（業務工程）に対応するITツールを導入することで、「点」ではなく「面」での業務改善を図ることができます。

また、各補助金の公募時期や手続き等の詳細につきましては、中小企業庁運営の「ミラサポ」HPをご参照ください。

新製品開発のための製造機械の購入や効率的な最新の加工機等の購入、システム構築費用などを支援するもので、補助額は100万円から最高1000万円、補助率最大3分の2以内と、3つの補助金の中でも大規模な投資を行なうことが可能です。なお、各補助金の公募時期や手続き等の詳細につきましては、中小企業庁運営の「ミラサポ」HPをご参照ください。

<https://www.mirasapo.jp/subsidy/index.html>



## 改元に伴うシステム改修費用

効用維持なら「修繕費」

本年5月1日から新元号「令和」となりました。昭和から平成への改元時に比べ、現在ではほとんどの企業がパソコンを使った経理処理等を行っていることから、今回の改元に伴いシステム改修を行ったという事業者も多いことでしょう。そこで、改元に伴うシステム改修費用について、「修繕費」と「資本的支出」のどちらで処理するのかが気になるところです。

### 過去の類似ケース

今回の改元に伴うシステム改修費用の税務処理について、国税当局からの見解は示されていませんが、過去の「2000年問題」の対応費用の取り扱いから類推することができます。これは、年号を西暦の下2ケタで管理していた一部のコンピュータが2000年を迎えた際に、「00」と入力すると1900年と誤認してしまい、企業活動や社会に大混乱が起きるのではないかと懸念された問題です。

この年号管理を2ケタから4ケタへ修正するといった機能上の障害を除去するための費用の取り扱いについて、国税庁は、①修正の内容がシステムの効用を維持するために行うもの、②その修正の実態が資産に対する修繕と認められるもの、③その修正内容についてそれ以外の機能付加を行うものでないことが明確、との条件を全て満たすものであれば、「修繕費」とする取り扱いを示しています。

### 修繕費となる場合

したがって、今回の改元に伴うシステム改修費用についても、改元に応じての必要最小限の修正費用（システムそのものが使用不能となってしまうのを防ぐために要した費用）であれば「修繕費」として損金算入が認められます。

ただし、新たな機能追加や、大幅な機能向上となるシステム改修費用については「資本的支出」となります。そのため、生産性は大きく上がります。しかし、単に余分に多く造つただけなら、不要な在庫が増すばかりで、会社の利益にならないばかりか損失となってしまうのです。製造現場サイドからみれば、確かに生産性は

### 7月の税務と労務

#### 一税務一

- ★所得税の予定納税額の納付（第1期分）  
納期限…7月31日

- ★所得税の予定納税額の減額申請  
申請期限…7月16日

- ★固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付  
納期限…7月中において市町村の条例で定める日

- ★6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…7月10日（年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付）

- ★5月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）  
申告期限…7月31日

- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…7月31日

- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…7月31日

- ★11月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）  
申告期限…7月31日

- ★消費税の年額額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…7月31日

- ★消費税の年額額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2ヶ月分）（消費税・地方消費税）  
申告期限…7月31日

#### 一労務一

- ★令和元年労働保険年度更新手続き  
申告・納付期限…7月10日

- ★健保・厚保の保険料の納付  
納期限…7月31日